

国立大学法人東京農工大学保有個人情報管理細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 管理体制(第3条—第6条)</p> <p>第3章 教育研修(第7条)</p> <p>第4章 職員等の責務(第8条)</p> <p>第5章 保有個人情報の取扱い(第9条—第14条)</p> <p>第6章 情報システムにおける安全の確保等(第15条—第25条の2)</p> <p>第7章 情報システム室等の安全管理(第26条・第27条)</p> <p>第8章 保有個人情報の提供及び業務の委託等(第28条・第29条)</p> <p>第9章 安全確保上の問題への対応(第30条・第31条)</p> <p>第10章 監査及び点検の実施(第32条—第34条) (新設)</p> <p>第11章 雑則(第35条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 本学の保有する個人情報の管理については、独立行政法人等の</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 管理体制(第3条—第6条の2)</p> <p>第3章 教育研修(第7条)</p> <p>第4章 職員等の責務(第8条)</p> <p>第5章 保有個人情報の取扱い(第9条—第14条の6)</p> <p>第6章 情報システムにおける安全の確保等(第15条—第25条)</p> <p>第7章 情報システム室等の安全管理(第26条・第27条)</p> <p>第8章 保有個人情報の提供及び業務の委託等(第28条・第29条)</p> <p>第9章 安全確保上の問題への対応(第30条・第31条)</p> <p>第10章 監査及び点検の実施(第32条—第34条)</p> <p>第11章 行政機関との連携(第34条の2)</p> <p>第12章 雑則(第35条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 本学の保有する個人情報の管理については、独立行政法人等の</p>	

<p>保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号。以下「法」という。)その他の法令等に別段の定めがあるもののほか、この細則の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この細則における用語の定義は、法第 2 条の定めるところによる。</p> <p>第 2 章 管理体制</p> <p>(総括保護管理者)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 総括保護管理者は、本学における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。</p> <p>(保護管理者)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 保護管理者は、所掌する業務の範囲における保有個人情報を<u>適切に管理する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 3 章 教育研修</p>	<p>保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号。以下「法」という。)、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)</u>その他の法令等に別段の定めがあるもののほか、この細則の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この細則における用語の定義は、法第 2 条及び番号法第 2 条の定めるところによる。</p> <p>第 2 章 管理体制</p> <p>(総括保護管理者)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 総括保護管理者は、本学における保有個人情報の管理に関する事務を総括する<u>任に当たる。</u></p> <p>(保護管理者)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 保護管理者は、所掌する業務の範囲における保有個人情報の<u>適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。</u></p> <p>(事務取扱担当者)</p> <p>第 6 条の 2 総括保護管理者は、<u>特定個人情報を取り扱う職員(以下「事務取扱担当者」という。)</u>及びその役割を指定する。</p> <p>2 総括保護管理者は、<u>各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報の範囲を指定する。</u></p> <p>第 3 章 教育研修</p>	
--	--	--

<p>(教育研修)</p> <p>第7条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する役員及び職員(以下「職員等」という。)に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 前3項の措置を講ずる場合には、保有個人情報の取扱いに従事する派遣労働者についても、職員と同様の措置を講ずる。</u></p> <p>第4章 職員等の責務</p> <p>(職員等の責務)</p> <p>第8条 職員等は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。</p> <p>第5章 保有個人情報の取扱い</p> <p>(アクセス制限)</p> <p>第9条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する者<u>をその利用目的を達成するために必要最小限の職員等</u>に限る。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(教育研修)</p> <p>第7条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する役員及び職員(<u>派遣労働者を含む。以下同じ。</u>) (以下「職員等」という。)に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、保有個人情報の適切な管理のための教育研修を実施する。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p>(削る)</p> <p>第4章 職員等の責務</p> <p>(職員等の責務)</p> <p>第8条 職員等は、法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。</p> <p>第5章 保有個人情報の取扱い</p> <p>(アクセス制限)</p> <p>第9条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する<u>職員等とその権限の内容を、当該職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲</u>に限る。</p> <p>2・3 (略)</p>	
---	---	--

<p>(複製等の制限) 第10条 職員等は、業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次の各号に掲げる行為については、保護管理者の指示に従い行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(保有個人情報の取扱状況の記録) 第14条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(複製等の制限) 第10条 職員等が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、<u>保護管理者は、次の各号に掲げる行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員等は、保護管理者の指示に従い行う。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(保有個人情報の取扱状況の記録) 第14条 (略)</p> <p><u>2 特定個人情報を取り扱う業務を所掌する保護管理者(以下「特定個人情報保護管理者」という。)は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報の利用及び保管等の取扱状況について記録する。</u></p> <p>(個人番号の利用の制限) <u>第14条の2 総括保護管理者は、個人番号の利用に当たり、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定する。</u></p> <p>(特定個人情報の提供の求めの制限) <u>第14条の3 個人番号利用事務又は個人番号関係事務(以下「個人番号利用事務等」という。)を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。</u></p> <p>(特定個人情報ファイルの作成の制限) <u>第14条の4 個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。</u></p> <p>(特定個人情報の収集・保管の制限)</p>	
--	--	--

<p>(新設)</p> <p>第 6 章 情報システムにおける安全の確保等 (アクセス制御)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する<u>定め</u>の整備(その定期又は随時の見直しを含む。)、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。</p> <p>(アクセス記録)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(アクセス状況の監視)</p> <p>第 16 条の 2 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、<u>一定数以上の保有個人情報</u>がダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、<u>当該機能</u>の定期的確認等の必要な措置を講ずる。</p>	<p><u>第 14 条の 5 番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の特定個人情報を収集又は保管してはならない。</u></p> <p>(取扱区域)</p> <p><u>第 14 条の 6 特定個人情報保護管理者は、特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。</u></p> <p>第 6 章 情報システムにおける安全の確保等 (アクセス制御)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する<u>定め</u>を整備(その定期又は随時の見直しを含む。)<u>するとともに、</u>パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。</p> <p>(アクセス記録)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>特定個人情報保護管理者は、特定個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(アクセス状況の監視)</p> <p>第 16 条の 2 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及び<u>その量</u>に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、<u>保有個人情報を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に</u>警告表示がなされる機能の設定、<u>当該設定</u>の定期的確認等の必要な措置を講ずる。</p>	
---	--	--

<p>(不正プログラムによる漏えい等の防止)</p> <p>第 18 条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のため、不正プログラムの感染防止等に必要な措置を講ずる。</p> <p>(新設)</p> <p>(暗号化)</p> <p>第 19 条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、<u>その暗号化のために必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)</p> <p>第 25 条の 2 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、</p>	<p>(不正プログラムによる漏えい等の防止)</p> <p>第 18 条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)の防止のため、<u>ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)</u>を講ずる。</p> <p>(情報システムにおける保有個人情報の処理)</p> <p>第 18 条の 2 職員等は、保有個人情報について、<u>一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。</u>保護管理者は、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、<u>随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。</u></p> <p>(暗号化)</p> <p>第 19 条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずる。</p> <p>2 職員等は、前項に基づき、その処理する保有個人情報について、<u>当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。</u></p> <p>(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)</p> <p>第 19 条の 2 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、<u>当該保有個人情報の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USB メモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)</u>等の必要な措置を講ずる。</p> <p>(削る)</p>	
--	--	--

め、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講ずる。

第8章 保有個人情報の提供及び業務の委託等

(保有個人情報の提供)

第28条 (略)

2 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。

3 (略)

(新設)

(業務の委託等)

第29条 (略)

(新設)

2 (略)

(新設)

3 (略)

第8章 保有個人情報の提供及び業務の委託等

(保有個人情報の提供)

第28条 (略)

2 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。

3 (略)

4 特定個人情報保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(業務の委託等)

第29条 (略)

2 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき本学が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。

3 (略)

4 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、「委託を受けた者」において、本学が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

5 (略)

<p>(新設)</p> <p>4 (略)</p> <p>第9章 安全確保上の問題への対応 (事案の報告及び再発防止措置)</p> <p>第30条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員等は、<u>速やかに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告する。</u></p> <p>2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>6 <u>個人番号利用事務等の全部又は一部の「委託を受けた者」が再委託をする場合には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で、委託元自らが再委託の諾否を判断する。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>第9章 安全確保上の問題への対応 (事案の報告及び再発防止措置)</p> <p>第30条 保有個人情報の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者が本細則その他法令等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、<u>安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員等は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告する。</u></p> <p>2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。<u>ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(職員等に行わせることを含む。)ものとする。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 <u>総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、文部科学省(高等教育局)に対し、速やかに情報提供を行う。</u></p> <p>6 <u>総括保護管理者は、番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、別紙様式1により速やかに文部科学省(高等教育局)に報告する。ただし、次の各号に掲げる特定個人情報に係る重大</u></p>	
---	--	--

<p>5 (略) (公表等) 第31条 学長は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずる。 (新設)</p> <p>第10章 監査及び点検の実施 (監査) 第32条 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期に又は随時に監査(外部監査を含む。)を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。</p>	<p>事案又はそのおそれのある事案が発覚した場合は、別紙様式2により直ちにその旨を文部科学省(高等教育局)に報告するものとする。</p> <p>(1) <u>番号法第2条第14号に定める情報提供ネットワークシステム又は個人番号を取り扱う情報システムで使用するネットワークから外部に情報の漏えい等があった事案(不正アクセス又は不正プログラムによるものを含む。)</u></p> <p>(2) <u>事案における特定個人情報の本人の数が101人以上である事案</u></p> <p>(3) <u>不特定多数の人が閲覧できる状態になった事案</u></p> <p>(4) <u>職員等が不正の目的で持ち出し又は利用した事案</u></p> <p>(5) <u>その他総括保護管理者が重大事案と判断する事案</u></p> <p>7 (略) (公表等) 第31条 学長は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る<u>保有個人情報</u>の本人への対応等の措置を講ずる。</p> <p>2 <u>公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省(行政管理局)に情報提供を行う。</u></p> <p>第10章 監査及び点検の実施 (監査) 第32条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、第2章から第9章までに規定する措置の状況を含む<u>本学における保有個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じて随時に監査(外部監査を含む。以下同じ。)</u>を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。</p>	
---	---	--

<p>(点検) 第 33 条 保護管理者は、<u>自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。</u></p> <p>(評価及び見直し) 第 34 条 総括保護管理者及び保護管理者等は、<u>保有個人情報の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第 11 章 雑則</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(点検) 第 33 条 保護管理者は、<u>所掌する業務の範囲における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。</u></p> <p>(評価及び見直し) 第 34 条 総括保護管理者及び保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から<u>保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>第 11 章 行政機関との連携</u> (行政機関との連携) 第 34 条の 2 本学は、「<u>個人情報の保護に関する基本方針</u>」(平成 16 年 4 月 2 日閣議決定)4 に基づき、<u>文部科学省(高等教育局)と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行う。</u></p> <p><u>第 12 章 雑則</u></p> <p><u>別紙様式 1(第 30 条関係)</u> [別紙参照]</p> <p><u>別紙様式 2(第 30 条関係)</u> [別紙参照]</p>	
--	--	--

附 則(細則第 22 号)
この細則は、平成 27 年 12 月 25 日から施行する。

(新設)

別紙様式 1

平成 年 月 日

特定個人情報保護委員会 殿

組織名
担当部署
担当者
所在地
連絡先 (TEL : _____)

特定個人情報の漏えい等報告について

番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案について下記のとおり報告します。

①発覚年月日	
②事案の概要 (流出した契機を含む)	
③漏えい等した情報の内容	
④漏えい等した又はおそれのある本人の数	

	⑤発生原因等 (取扱規程等の遵守 状況についても記載)	
	⑥本人への連絡等の状況	
	⑦公表内容及び公表方法 (公表年 月日)	
	⑧再発防止策等	
	⑨その他	

<p>(新設)</p>	<p>別紙様式 2</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>特定個人情報保護委員会 殿</p> <p style="text-align: center;"> <u>組織名</u> <u>担当部署</u> <u>担当者</u> <u>所在地</u> <u>連絡先 (TEL : _____)</u> </p> <p style="text-align: center;"> 特定個人情報の漏えい等報告について (行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等における重大事案等) 番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案について下記のとおり 報告します。 </p>	
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>①重大事案の種類 ※重大事案又はそのおそれのある事案の該当する項目を選択してください。</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム又は個人番号を取り扱う情報システムから外部に情報漏えい等が起こった。 <input type="checkbox"/> 漏えい等した特定個人情報の本人の数が101人以上である。 <input type="checkbox"/> 不特定多数の人が閲覧できる状態となった。 <input type="checkbox"/> 職員等が不正の目的で持ち出したり利用したりした。 <input type="checkbox"/> その他 ※「その他」を選択した場合にのみ重大事案と判断した理由を記載 (_____) </p> </td> </tr> </table>	<p>①重大事案の種類 ※重大事案又はそのおそれのある事案の該当する項目を選択してください。</p>
<p>①重大事案の種類 ※重大事案又はそのおそれのある事案の該当する項目を選択してください。</p>	<p> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム又は個人番号を取り扱う情報システムから外部に情報漏えい等が起こった。 <input type="checkbox"/> 漏えい等した特定個人情報の本人の数が101人以上である。 <input type="checkbox"/> 不特定多数の人が閲覧できる状態となった。 <input type="checkbox"/> 職員等が不正の目的で持ち出したり利用したりした。 <input type="checkbox"/> その他 ※「その他」を選択した場合にのみ重大事案と判断した理由を記載 (_____) </p>	

	②事案の概要 (流出した契機を含む)	
	③漏えい等した特定個人情報 の本人の数	() 人 ※ 発覚した時点で把握した概数を記載
	④漏えい等した情報の 内容	
	⑤漏えい等が発生した 事務の名称	<p>【個人番号利用事務・個人番号関係事務の該当】</p> <input type="checkbox"/> 個人番号利用事務 <input type="checkbox"/> 個人番号関係事務 <p>【特定個人情報保護評価の実施の有無】</p> <input type="checkbox"/> 実施 (義務付けられる評価の種類:) <input type="checkbox"/> 義務付けられない <p>【事務名※特定個人情報保護評価計画管理書の「事務の名称」を記載】</p> () ※「個人番号利用事務」を選択した場合のみ記載
	⑥公表予定	<p>【事案の公表】</p> <input type="checkbox"/> あり (予定も含む) 公表 (予定) 年 月 日 時 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未定 <p>【記者レクの有無 ※「あり (予定も含む)」を選択した場合のみ記載】</p> <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未定
	⑦その他	

